

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笠松町は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県笠松町長

公表日

令和5年12月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に伴い、国民健康保険に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に関する事務 ⑤一時差止めに関する事務 ⑥保険税の賦課・徴収に関する事務 ⑦保健事業の実施に関する事務 ⑧資料の提供等の求めに関する事務 ⑨被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務 ⑪公金受取口座情報の確認に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	宛名管理システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険(給付)システム、口座システム、中間サーバ、収納消込システム、滞納整理システム、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、団体内統合宛名システム * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名システムファイル、国民健康保険システムファイル、国民健康保険税システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、国保総合システム及び国保情報集約システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 第16、30項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二(27、42、43、44、45の項) ・〈オンライン資格確認に係る準備業務〉番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	笠松町役場 総務部総務課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 058-388-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	笠松町役場 住民福祉部住民課 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地 058-388-1115

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名管理システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険(給付)システム、口座システム、中間サーバ、収納消込システム、滞納整理システム	宛名管理システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険(給付)システム、口座システム、中間サーバ、収納消込システム、滞納整理システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年5月15日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	宛名システムファイル、国民健康保険システムファイル、国民健康保険税システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル	宛名システムファイル、国民健康保険システムファイル、国民健康保険税システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、次期国保総合システム及び国保情報集約システムファイル	事前	
平成29年5月15日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民課長 加藤 順子	住民課長 赤塚 暢子	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民課長 赤塚 暢子	住民課長	事後	様式の変更により所属長名を削除
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月15日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月15日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点の変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	-	IV リスク対策	事後	様式の変更によりリスク対策を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者の資格取得及び喪失手続、医療費の給付等を行う。また、地方税法に基づき国民健康保険税の賦課・徴収を行う。</p> <p>国民健康保険関係事務では、特定個人情報を次の事務で使用する。</p> ①国民健康保険被保険者の資格の取得・喪失・変更手続き ②被保険者証、高齢受給者証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の発行・更新 ③給付の支給申請に対する審査及び決定 ④税額の決定及び納税の通知 ⑤納税義務者に対する督促及び滞納処分の調査 ⑥特定健康診査及び特定保健指導	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に伴い、国民健康保険に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> ①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に関する事務 ⑤一時差止めに関する事務 ⑥保険税の賦課・徴収に関する事務 ⑦保健事業の実施に関する事務 ⑧資料の提供等の求めに関する事務 ⑨被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務 <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名管理システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険(給付)システム、口座システム、中間サーバ、収納消込システム、滞納整理システム、国保総合システム及び国保情報集約システム	宛名管理システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険(給付)システム、口座システム、中間サーバ、収納消込システム、滞納整理システム、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) *国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
令和2年3月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	宛名システムファイル、国民健康保険システムファイル、国民健康保険税システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、次期国保総合システム及び国保情報集約システムファイル	宛名システムファイル、国民健康保険システムファイル、国民健康保険税システムファイル、国民健康保険(給付)システムファイル、収納消込システムファイル、滞納整理システムファイル、国保総合システム及び国保情報集約システムファイル	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の30の項	番号法第9条第1項 別表第一 第16、30項	事後	
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」「医療に関する給付の支給」が含まれる項(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、106の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「国民健康保険法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(42、43、44、45の項)	・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7項、別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二(27、42、43、44、45の項) ・「オンライン資格確認に係る準備業務」番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)	事前	オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備に伴う変更
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	時点の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	時点の変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7項、別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二(27、42、43、44、45の項) ・〈オンライン資格確認に係る準備業務〉番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二(27、42、43、44、45の項) ・〈オンライン資格確認に係る準備業務〉番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 	事後	根拠規定の変更
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	時点の変更
令和3年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	時点の変更
令和4年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16、30項	番号法第9条第1項 別表第一 第16、30項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和4年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二(27、42、43、44、45の項) ・〈オンライン資格確認に係る準備業務〉番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二(1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二(27、42、43、44、45の項) ・〈オンライン資格確認に係る準備業務〉番号法附則第6条第4項(オンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 	事後	
令和4年3月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和3年9月1日 時点	1,000人以上1万人未満 令和4年3月1日 時点	事後	対象人数の修正 時点の変更
令和4年3月28日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	時点の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に伴い、国民健康保険に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に関する事務 ⑤一時差止めに関する事務 ⑥保険税の賦課・徴収に関する事務 ⑦保健事業の実施に関する事務 ⑧資料の提供等の求めに関する事務 ⑨被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。(以下「番号法」という。))及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に伴い、国民健康保険に関する以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <p>①被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、食事療養標準負担額減額認定証、生活療養標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務 ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に関する事務 ⑤一時差止めに関する事務 ⑥保険税の賦課・徴収に関する事務 ⑦保健事業の実施に関する事務 ⑧資料の提供等の求めに関する事務 ⑨被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報の国保情報集約システムへの連携に関する事務 ⑩オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理及び機関別符号の取得等に関する事務 ⑪公金受取口座情報の確認に関する事務</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>	事前	事務の概要の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名管理システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険(給付)システム、口座システム、中間サーバ、収納消込システム、滞納整理システム、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	宛名管理システム、国民健康保険システム、国民健康保険税システム、国民健康保険(給付)システム、口座システム、中間サーバ、収納消込システム、滞納整理システム、国保総合システム及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。)、団体内統合宛名システム * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	システム名称の変更
令和5年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第16、30項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項 別表第一 第16、30項 ・国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 第9条	事前	法令上の根拠の変更